

# 青法協 東京支部ニュース

発行  
青年法律家協会  
弁護士学者合同部会  
東京支部

〒170-0005豊島区南大塚3-36-7  
T&Tビル4階パートナーズL/0内  
TEL 03-6907-4516  
FAX 03-6907-4517



井戸謙一弁護士が基調講演「志賀原発差し止め訴訟と福島原発事故、脱原発」（東京支部総会で）

## contents

### 青法協東京支部総会の報告 …… 2頁～8頁

- 基調講演の感想 城北法律事務所 平松真二郎 … 2
- 東京支部総会議事録 … 3
- 事務局長就任のごあいさつ 城北法律事務所 平松真二郎 … 4
- 事務局長退任のご挨拶 渋谷共同法律事務所 吉田悌一郎 … 5
- 第26回憲法フェスティバルにぜひご参加ください！ … 6  
旬報法律事務所 深井剛志
- 「原発民衆法廷」いま各地で開催されています … 7  
むさん法律事務所 上杉崇子
- 東京五青会合同研修会の報告 … 8  
城北法律事務所 白鳥玲子
- 例会報告（4月）「JAL 整理解雇事件」 … 9
- 5月例会のご案内 … 10
- 「新人だけ出来ること・新人だからできること」 … 11  
弁護士法人パートナーズ法律事務所 田畑 智砂

# 青法協東京支部総会の報告

3月4日(日)、プラザエフ(主婦会館)において、2012年度の青法協東京支部総会が開かれました。総会に先立ち、「志賀原発差し止め訴訟と福島原発事故、脱原発」と題して元裁判官の井戸謙一弁護士の基調講演が行われました。

## 基調講演「原発事故と司法の責任」 井戸謙一さんの話を聞いて

城北法律事務所 平松真二郎



これまで原子炉施設の設置をめぐる訴訟では、志賀原発2号機の差し止め訴訟の金沢地裁判決、そして「もんじゅ」訴訟名古屋高裁金沢支部判決の二つの訴訟だけが原告の勝訴判決ですが、その他は全て原告敗訴の判断が示されていることをご承知の通りです。

井戸さんが関わった志賀原発2号機の差し止め訴訟についても、名古屋高裁、さらには最高裁ですでに住民側敗訴の結論が出ています。まず、井戸さんから住民側勝訴の結論に至った経過について丁寧に説明がありました。

まず、井戸さんは、国の耐震基準から導かれる耐震設計が妥当と言えるのかを吟味していく、そこでは行政庁の専門家が決めた耐震基準によって想定される立地地点における最大の地震動についても行政の説明を鵜呑みしない。その耐震基準の妥当性、あるいは耐震基準がもつめる地

震動の想定方法が妥当であることも求めていく。耐震基準が妥当と判断される条件を示した上で、耐震設計における想定地震動の不十分性を指摘し、過酷事故の危険性を否定できないという結論に至ったことが示されました。この結論の背後には、井戸さんが自ら、地質、断層、地震等さまざまな分野の知見を吸収し、自らの確信をもって判断に至ったという自負を感じました。

一方で、原発訴訟が全敗を続けている理由について、「裁判官に原子力施設の安全性という専門技術的内容について判断する能力がないから行政庁(原子力村)にいる専門家の判断を尊重すべきだ」という態度が裁判官の根底にあることが指摘されました。そして、立証責任の分配を通じて、原子炉等の設置許可自体が行政庁の裁量審査であって、「行政庁の判断が著しく不合理」であることが主張立証されなければ原告が敗訴する枠組となっていることが指摘されました。この場合、行政の判断を尊重する態度を根底に有する裁判官から、「行政の判断が著しく不合理である」という結論がだされる(原告側が立証に成功する)ことはあり得ない。結果として、行政庁の判断が追認される結果が続いてきたという指摘です。

井戸さんは、「行政庁の専門家の判断の尊重」という態度に対して、「住民側の立場で発言している専門家の判断は尊重に値しないのか」と

疑問を投げかけていく。これは、建築紛争、医療事件、その他専門技術的内容が争点となる訴訟において、どの専門家の判断が尊重されるかによって結論が変わってくることからすれば、行政庁側だけでなく、原告側の専門家の意見も公平に耳を傾ける必要があるはずです。

にもかかわらず現実の司法の現場、行政訴訟の現場はそうになっていなかった。その意味で裁判所も原子力村に取り込まれていたと言ってよいでしょう。

公害の被害拡大の陰には御用学者がいたのが常であるように、原発訴訟も専門家と称する御用学者によって結論がゆがめられてきた。その結果が

今回の福島原発事故につながっているのです。裁判所も、過酷事故がもたらす悲惨な現実に目をそむけ、原子力村の内輪の議論に終始してきた。そして、原発訴訟で、津波被害等について過少な想定に基づく設置許可を有効と判断した判決にかかわった裁判官が自ら責任をとったという話は寡聞にして聞くことはありません。

原発訴訟にも、自らの誤った判断について責任を取らなくてすむ官僚裁判官が、行政に追従した判断を繰り返している日本の司法の病理があらわれていると感じました。そして、この病理がいつの日かあらためられる日が来るのでしょうか。かなり憂鬱な気にさせられた時間でした。



## 東京支部総会議事録

本年度も、去る3月4日（日）、新宿区四谷主婦会館プラザエフにて東京支部総会が開催された。議事進行は下記のとおりであった。

### 1 会員その他の活動報告

今回も多数の会員その他から、様々な分野での活動の報告がなされた。具体的には、以下の諸活動が報告された。

- ・ 「七生養護学校『こころとからだの学習』裁判」 山崎新会員
- ・ 「弁護士業務研究会（弁ラボ）」 指宿昭一会員
- ・ 「原発民集法廷」「ヒューマンライツナウ」 田部知江子会員
- ・ 「65期司法修習生7月集会」「修習生部会の現状」 65期司法修習生
- ・ 「東京災害支援ネット・区域外避難者の問題」 山川幸生会員
- ・ 「タイ・バンコクでの人権調査、海外の日本人の相談活動」
- ・ 「弁護士業務研究会（弁ラボ）」 原和良会員
- ・ 「原発被災者弁護団 ADR1号事件の報告」 小海範亮会員
- ・ 「社会保険庁不当解雇事件」 萩尾健太会員
- ・ 「法科大学院生部会への支援・連携」 武井一樹会員
- ・ 「中国遺棄化学兵器事件」 平松真二郎会員
- ・ 「外国人研修生問題」 指宿昭一会員
- ・ 「憲法フェスティバル」 深井剛志会員
- ・ 「司法修習生給費制問題」 萩尾健太会員
- ・ 「司法修習生部会原発問題連続学習会」 65期司法修習生
- ・ 「民事20部（破産係）問題」「弁護士強制制度導入問題」  
濱口宏明氏（東京青年司法書士協議会会長・ご来賓）
- ・ 「東京五青会について」 太田茂会員

## 2 東京支部の活動報告と活動方針

続いて、吉田事務局長から、東京支部の活動報告と活動方針について、議案書に沿った説明がなされた。萩尾健太会員より、活動方針の中で、司法修習生給費制復活に向けての取り組みの支援を盛り込むべきであるという意見と、前提として青法協であるので、憲法擁護と人権保障について明記した方がよいとの意見が出された。この萩尾会員の意見に沿って活動方針を修正することとし、その上で賛成多数により活動方針について可決された。

## 3 予算及び決算

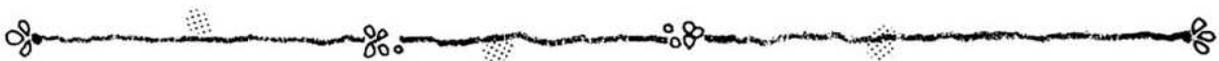
続いて、谷田和一郎会員（会計担当）より、東京支部の予算及び決算について、議案書に沿った説明がなされた。鈴木敦士会員より、例会費と合宿費はきちんと執行すべきであるという意見と、本部常任委員会に支部の推薦を受けて出席する支部委員の中で、若手などに東京支部から支援を行うべきであるという意見がなされた。これは、今後の支部委員会での検討事項とする。

その上で、予算及び決算について賛成多数により可決された。

## 4 役員改選と人事

事務局長が本年度で吉田悌一郎会員から平松真二郎会員に交代。その他の新人事案については議案書のとおりであるが、田部知江子会員より、さらに追加で支部委員を増やすべきで、当日参加していた山崎新会員（62期）、田畑智砂会員（64期）長谷川正太郎会員（64期）、深井剛志会員（64期）、上杉崇子会員（64期）の追加が提案された。これについては、当人の承諾を得た上で、これらも含めた新人事案について賛成多数により可決された。

（以上、議事録作成：渋谷共同法律事務所 吉田悌一郎会員）



## 事務局長就任のごあいさつ

事務局長 平松真二郎 会員（城北法律事務所）

3月の支部総会で事務局長に選任されました。私は、59期、2006年10月登録ですので弁護士登録から5年と6カ月がたちました。青法協では、これまで4年間、本部憲法委員会の事務局長を務めてきました。

青法協弁学部会には各地に支部が設けられています。青法協の活動は、もっぱら各地の支部が担ってきたと思います。本部総会や本部常任委員会に参加すると京都、あいち、福岡などの各支部から活発な活動報告を聞くことができます。特に、修習生、ロースクール生支援について、福岡支部の取り組みは全国的にも先進的なものと言ってよいと思います。

ただ、それを東京支部がまねできるかという点、東京は本部所在地であり、東京の会員が本部の活動の担い手として期待されている面もあり、支部独自で他の支部にない先進的な取り組みにまで手が回らないというのが実情かもしれません。また、私自身、東京支部の活動に熱心に取り組んできたわけではありません。

そこで、今年は、これまでの東京支部の活動を基礎にしながら、本部の各専門委員会との連携を深めていきたいと思えます。支部の活動を通じて本部の様々な取り組みに参加していくこと、これが本部所在の東京支部に課された役割であろうと考えています。

具体的には、まず、修習生、ロースクール生支援。

全国で一番多くの修習生がおり、一番多くのロースクール生がいる東京支部こそ、将来人権課題に取り組む法曹養成のためにも力を入れて取り組まなければなりません。これまで以上に本部の修習生委員会との連携を深め、ロースクール生部会に対する支援等も実現していきたいと考えています。

次に、青法協支部会員の間にとどまらず他業種の方々との経験交流等を通じて実務法曹としてのスキルアップを図ることに力を入れたいと考えています。自分を含め、実務法曹として一人前になること（稼ぎの上でもです）、そして人権課題に取り組んでいくこと、これらを両立させていくことが若手会員にとって大きな課題となっていると思えます。

これまで青法協は人権課題に取り組む実務法曹を輩出してきました。そのような人権感覚にあふれ、人権課題に取り組む会員を数多く育てることも青法協の役割なのだと考えています。

1年の任期中にどれほどのことができるかわかりません。

あれをやってみたい、これをやってみたい、こんな話を聞いてみたい、いろいろなご要望をお寄せ下さい。そして実現させていきましょう。会員の皆さんが「東京支部の活動は面白い」、そう言っただけのように取り組んでいきたいと思えます。

一年よろしく願いいたします。

## 事務局長退任のご挨拶

渋谷共同法律事務所 吉田悌一郎 会員

私は、前事務局長である田部さんより事務局長の職を引き継ぎ、2009年10月から本年3月4日の総会まで東京支部の事務局長をさせていただきました。

未熟な私の仕事ぶりゆえ、東京支部会員の皆さまには何かとご迷惑をおかけいたしましたこととお詫びいたします。また、事務局次長など若手の会員の方々にはいろいろと支えていただき、大変感謝しております。

東京支部は、毎月の定例学習会と1年に1～2回程度行われる合宿、そして定期的な支部ニュースの発行がその活動の中心となります。私が在任中は、特に目新しい活動というものはありませんでしたが、毎月の定例学習会では、多くの東京支部会員の方々にも講師を快くお引き受けいただき、また毎回若手弁護士のみならず、司法修習生や法科大学院生などが多数参加してくれ、大変活気のある学習会を続けられたと思えます。

私は今年度の東京支部総会をもって事務局長を退任し、今後は副支部長として引き続き東京支部の運営には関与するつもりです。今後、平松新事務局長体制の下で、更なる東京支部の発展を期待したいと思えます。

今まで本当にありがとうございました。

# 第26回憲法フェスティバルにぜひご参加ください！

5月19日(土) 12時～、ニッショーホール(日本消防会館：虎ノ門駅5分)

旬報法律事務所 深井剛志 会員

憲法フェスティバル(略して「憲フェス」)とは、「憲法への招待」を合言葉に、憲法の裾野を広げようと市民の有志と青法協の弁護士とが一緒になって実行委員会を作り、毎年5月に開催しているイベントです。1987年に第1回が行われ、今年の5月19日(土)で26回目を迎えます。今までに、ジェームス三木さんや井筒監督、山田洋二監督、加藤剛さんなど、さまざまな方にご出演頂き、気軽に憲法に触れてもらえる企画を行ってまいりました。今年の憲フェスは、東日本大震災から1年がたち、消費税増税などさらに私たち市民に負担が負わされそうな動きがあるいま、私たち市民ができること、すべきことは何か、ということのヒントになるようなものを企画中です。

今年の出演者は、平成18年の紅白歌合戦で一躍注目を集めた歌「千の風になって」の作詞作曲者である新井満氏、「ダッ!ダッ!脱・原発の歌」で最近注目を集めているアイドルグループ制服向上委員会、女性作家で真打の古今亭菊千代氏の2人と1グループです。新井満氏は、東日本大震災による大津波で生き残った1本の松の木を擬人化して、遺された者への希望と再生、この世に生まれてきた生命の持つ意味をうたった写真詩集「希望の木」などを著しています。新井満氏から命や希望の大切さに触れながら、憲法の大切さ、平和の大切さを語っていただきます。

制服向上委員会は、活動するアイドルグループの肩書を持つアイドルグループです。脱原発の活動だけでなく、児童養護施設、障害者授産施設を訪問したり、ベトナム枯葉剤被害

児童のためのチャリティー活動を行うなど、様々な社会的活動に取り組んでいます。

古今亭菊千代氏は、東京拘置所の篤志面接委員として話し方教室を開いたり、たくさんの人から憲法九条を写経のように書き写してメッセージをもらう写9プロジェクトを行うなど、落語界にとどまらない活動を行っています。当日は、「平和でなくては落語は笑ってもらえない」のテーマで戦時中に禁演となった落語を演じてもらいます。

いま、この時ほど憲法の価値が問われている時代は無いとおもいます。みなさま、ぜひ5月19日はニッショーホールへと足をお運びください。



2012 第26回

# 憲法フェスティバル

いま、このとき!

新井満 写真詩集「希望の木」

制服向上委員会

古今亭菊千代 落語「平和でなくては落語は笑ってもらえない」

5月19日(土)

開演 12時00分 開演 12時30分 開演 15時15分 (予定)

ニッショーホール 03(3583)1488

参加券：前売 2,000円 / 当日 2,500円

主催：憲法フェスティバル実行委員会

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビル1706号室 南北法律事務所2F

Tel・Fax 03(5211)0997

http://www.kenfes.com/

# 原発民衆法廷

## いま各地で開催されています

むさん法律事務所 上杉 崇子 会員

2月25日、東京で「第1回原発民衆法廷」が開催され、定員を超える200人以上が会場に詰めかけました。「民衆法廷」とはナニ？と疑問に思う方が多いかもしれません。私もこの企画に検事団の1人として参加するまではそうでした。通常の裁判所で行われる裁判が司法権という権力に司られているのに対し、何らの権力にも依拠していない、関係者全員が、市井の民衆であるのが、この「民衆法廷」です。

著名な民衆法廷である「国際戦争犯罪法廷」に裁判官として参加した哲学者サルトルが、民衆法廷の思想的根拠を次のように話しています。「我々は無力です。これが我々の独立の保証なのです。…我々は、いわゆる良心にしたがって、あるいは、そう言った方がよければ、精神のまったき自由において、事実を検討するでしょう」。「自らの正当性は、その完全な無力に、と同時に、その普遍性に起因するのです」。

民衆法廷の意義は、権力法廷が見逃す傾向にある権力犯罪を告発し、糾弾することにあります。今回の原発民衆法廷は、長年国策として推進されてきた原発政策の責任追及、特に刑事責任追及を目的としており、これまでの民衆法廷と同様に、権力犯罪を糾弾するものです。被告人は、菅元首相や東電の役員、原子力安全委員会の班目氏など10人であり、検事団が訴追した罪名は、公害罪法違反及び業務上過失致傷です。

東京での原発民衆法廷では、7人の意見陳述人が陳述をし、2人の専門家証人が証言をしました。7人の意見陳述人は全員福島県の方です。7人7様の、原発政策と原発事故に



対する思い—怒り、悲しみ、苦しみ、未来への切なる願い—が滔々と述べられました。全員が予定時間を大幅に超え、全体としても長時間の陳述となりましたが、一言一言が鮮烈で力強く心打たれるものであり、もっと聞きたい、と思わせるものでした。様々な境遇にある当事者の語り以上に説得力を持つものは何もないと改めて思いました。専門家証人の高橋哲哉氏（哲学者）、山崎久隆氏（原発研究）の言葉もまた、異なる視点からの説得力にあふれていました。高橋氏による「原発は『犠牲のシステム』であり、必ずそこには犠牲が出る。ある人々の人権が深刻に侵害されている。犠牲という深刻な人権侵害を含むシステムは倫理的に認めることはできない」という証言には、原発事故におけるひとつの真実があるように思います。第2回は、4月15日に大阪で開催され、大盛況でした。

次回第3回は、5月20日、福島で開催されます。

## 東京五青会合同研修会の報告

城北法律事務所 白鳥玲子 会員

平成24年4月20日に渋谷区商工会館で行われた東京五青会研修会のご報告をします。

まず、東京五青会についてご説明します。東京五青会とは、青年法律家協会東京支部・東京青年税理士連盟・東京青年司法書士協議会・東京青年土地家屋調査士会及び豊島青年社会保険労務士会の5団体の集まりで、年2～3回合同研修会を開いています。当初は、青年法律家協会東京支部・東京青年税理士連盟・東京青年司法書士協議会の三会の合同研修会であり、「三青会」でしたが、東京青年土地家屋調査士会が加わり、「四青会」となり、平成24年2月より、オブザーバー参加していた豊島青年社労士会が正式参加となったため、「五青会」となりました。

今回の研修会では、「配偶者にまつわる税金・健康保険・年金の実務」をテーマに、前半は、税理士の小原勝己先生が、結婚時から子供の出生時、果ては離婚時・死亡時などの各段階での注意すべき税金のポイントにつき、ケーススタディを基に実践的な講義をしてくださいました。後半は、社会保険労務士の曾布川哲也先生が、健康保険と公的年金における被扶養配偶者の要件や手続についての講義をしてくださいました。今回の研修会は、離婚等の家事事務の相談・受任の際に併せて相談を受ける機会が多い配偶者にまつわる税金・健康保険・年金の問題につい



での研修であり、結婚時から子供の出生時、果ては離婚時・死亡時の各段階での注意すべきポイントも交え、事例を交えた分かりやすい講義で、家事事務にまつわる業務に直結する内容で、大変勉強になりました。

今回の研修会の参加者は117人（司法書士57名・社労士23名・調査士7名・弁護士5名（修習生2名）・税理士20名・行政書士3名）でした。研修会によっては150名を超えることもあります。研修会終了後には毎回、懇親会が開催されるのですが、今回は約60名が参加し、大盛況でした。

勉強になり、かつ他の士業の方とお知り合いになれる機会であるにもかかわらず、青法協の参加者がいつも非常に少ないのは大変勿体ないことと思います。次回は秋に開催予定ですので、ぜひ多くの皆様に参加していただきたいと思えます。

# 例会 報告

< 4月例会 >

## JAL 整理解雇事件

講師：小林 大晋弁護士（東京南部法律事務所）

今回、青法協4月例会に参加してとりわけ印象に残ったことは、小林弁護士が一人の弁護士として集団訴訟に関わる中で感じた苦労や困難、やりがいを話されていたことです。新人弁護士ながら弁護団の中で役割を担い、夜を徹した準備作業や大勢いる原告の方々との信頼関係構築など、大変な苦労や困難がありつつも、そうした中でやりがいを感じてこられたということをお話してくださいました。こういった話は将来弁護士を目指す自分としては大いに参考になり、大変興味深く聞かせていただきました。弁護士という職業は法律の知識だけあれば良いというものではないのだと改めて感じさせられました。

また、JALの整理解雇事件には以前より個人的に興味関心があり、新聞などで事件の経過をリアルタイムで迎っていましたが、そうした事件の真っ只中で活躍する弁護士の生の話が聞けたことも大変良かったです。

結果的に不当判決となった今回の事件ですが、やはり労働者側に非がないことは明らかです。整理解雇が自由になる社会は問題だと思います。私としても今後何かしらの形でこの運動に関わって行けたらと思っています。

中央大学法学部 K. H

今回の講演を聞いて思ったことは主に二つある。まず弁護士の仕事には、法律の勉強ではわからない厳しさや、やりがいがたくさんあるということを知ったことである。JALの集団訴訟では原告が何人もいる中で、意思統一をしていくのに苦労したことやそもそも原告になってくれる人を探すのが大変だというお話も聞くことができた。集団訴訟＝運動だと聞き個別的事件の解決以上に社会に訴えられる力も裁判にはあるのだと知った。小林弁護士から新人だからといって尻込みする必要はなく、できることがあると聞いて弁護士という職業の魅力を感じ



た。

二つ目は一時期話題になっていたJALの事件を詳しく知ることができた。会社がどうなるか世間が揺れている時、従業員の中には苦しんでいた人もいたことに衝撃を受けた。自分が知らないところで不当に人権侵害が行われている実態を知った。私は大学入学以来法曹をめざし勉強してきたが社会問題に問題意識を持ち続けることが大切だと思った。

中央大学法学部 S. W

今回、小林先生から、初めての尋問経験や直接交渉の際の押し問答の様子など、新人弁護士という立場から反省も含めたお話を聞くことができ、とても新鮮だった。学生ではなく弁護士としてどう関われるかという、より実践的な感覚で事件をとらえられた。

また、原告団の主張・意見を一致・統一させる集団訴訟ならではの大きさや、「早く空に戻りたい」という原告団員の願いと、審理を慎重・丁寧にやることの兼ね合い等、弁護団の力量が試される難しい課題がたくさんあることを知った。

小林先生のお話でもふれられたが、ハンセン病訴訟など、後から読めば当たり前のことが書かれていると思うような判例でも、それを勝ち

取るには原告や弁護士の並々ならぬ努力が必要なのだと、改めて気付かされた。

解雇自由を許さない！という活動に尽力される先輩方の経験に学びながら、私も不当な扱いに苦しむ方々の力になれるような弁護士を目指して、日々精進していきたい。

東京大学ロースクール未修1年 I

小林弁護士の講演で印象に残った言葉が2つありました。

一つ目は、運動を考えずに集団訴訟を行うというのは、集団訴訟の本質から外れる、という小林弁護士の言葉です。裁判だけではなく、裁判外でも積極的な運動が行えてこそ、勝利をつかめるといってお話を受け、では、学生は運動に

どう関わることが出来るのかということのを改めて考えていこうというきっかけになりました。

二つ目は、事件の核心をつかむことが、自分の自信、運動面における自信をつけ、ひいてはやりがいにもつながっていくということです。ある問題が、国民にしばしば誤解されがちなきは特に、そのつかみが必要だと思います。自分に自信がないと運動をしても、軸がぶれがちで、最後には展望を見出せず、道半ばで意欲が途絶えてしまいます。私達の目前には、様々な困難が待ち受けています。それを乗り越え、困っている人と一緒に解決していくには、独善に陥ることなく自分たちが正しいのだと確信することが必要だと講演を聴いて思いました。

中央大学法学部 K. N

## < 5月例会のご案内 >

### 「外国人研修・技能実習生問題への弁護士の取り組み」

5月は、「時給300円の労働者」「現代の奴隷労働」といわれる外国人研修・技能実習生問題への弁護士の取り組みをテーマに学習会を開催します。

講師の指宿会員は、2007年9月に弁護士登録をして、最初に取り組んだのが、岐阜県の中国人技能実習生の残業代請求問題でした。この事件をきっかけに、青年法律家協会の若手・新人会員と連絡をとりあって研修生問題に取り組むようになり、翌年6月には外国人研修生問題弁護士連絡会が結成されました。

この学習会では、研修・技能実習生事件を初めとした外国人労働事件に取り組むための労働法、入管法、国際私法などの知識、弁護団や弁護士のネットワークの作り方、労働組合やNGOとの連携の仕方、マスコミの使い方、運動の作り方などについて報告します。外国人労働事件のみならず、他の人権救済事件にも参考になればと思います。

講 師： 指宿昭一 会員（暁法律事務所）  
外国人研修生弁護士連絡会事務局弁護士

日 時： 2011年5月22日（火） 19：00～

場 所： パートナーズ法律事務所 (<http://partnerslaw.jp/>)

参加費： 無 料

\* 例会終了後、懇親会もごございますので、ぜひご参加ください。

(司法修習生、ロースクール生、学生の方は懇親会参加費も無料です。)

# 新人だけ出来ること・新人だからできること

弁護士法人パートナーズ法律事務所 田畑 智砂 会員

初めまして。新64期の田畑智砂と申します。私は昨年12月に弁護士登録して、ようやく4ヶ月が経過したばかりのホカホカの新人弁護士です。今回は、私が担当させていただきました刑事事件2件について、双方とも勾留請求却下の決定を頂くことが出来ましたので、その時の経験をお話しさせていただきます。

1件目の刑事事件は新人当番で受任しました。初めての刑事弁護ということで、前夜から「ひとみさん」と「刑事弁護ビギナーズ」を熟読し必要書類をコピーし、気合いたっぷりで電話が鳴るのを今か今かと待ち構えていたところ、午前11時ごろ、出動要請の電話が鳴りました。罪名は器物損壊、既に前日に勾留決定がされ勾留中とのこと。私は、少ない情報から「酔っ払って飲み屋の看板を壊したりしたのかな?」「器物損壊なら親告罪だから示談が必要だな」などと被疑事実を想像しながら警察署に向かいました。

もちろん私の乏しい想像力と現実の事件はまったくかけ離れていました。詳しい内容は省略しますが、昨年夏の事件で既に6ヶ月以上経過しており今更隠滅すべき対象となる物的証拠などあり得ないこと、被疑者と被害者間に面識はなく働きかけのおそれがないこと、被疑者が全面的に自認しており示談の意思があること、妻子と共に住所地で暮らしていること、など勾留理由がないことが被疑者と話して明らかになりました。

私は、このケースは被疑者が反省して示談の意思があること、身元引受があり逃亡の虞がないことさえ疎明すれば準抗告が通るのではないかと考えました。事務所に戻って奥様と連絡を取ったところ、小さいお子さんが居て事務所まで来ることは出来ないとおっしゃるので、ご自宅に参上することになりました。被疑者は事件こそ東京23区内で起こしていましたが、ご自

宅は電車で1時間半以上かかる近県……。でもそこは新人弁護士、知識と経験はなくても時間と脚はあるぞ、と意気込んで出かけました。

最寄り駅(全然最寄りではない……)からタクシーで山道にどンドン入っていき、しかも周囲に建物がなくなりどンドン暗くなっていったのにはさすがに心細さを感じたのを覚えています。その日、なんとか無事に奥様に身元引受書を書いていただき、翌朝8時に接見して被疑者から誓約書と被害者への謝罪文を宅下げて勾留に対する準抗告を行いました。事務所で勾留請求却下の決定を聞いたとき、体は睡眠不足でぐったり疲れ切っていましたが、心は晴れ晴れと軽くなったのを覚えています。残念ながら被疑者は逮捕勾留4日間の無断欠勤で、勤め始めたばかりの勤務先をクビになってしまったのですが、今は示談もまとまり、がんばって就職活動をしているようです。

2件目の刑事事件はボスの旧依頼者から来た痴漢事件の私選でした。翌日には勾留質問を控え非常に緊急性のある事案でしたので、お忙しいボスの代わりに私と事務所の2期上の兄弁が接見に行くことになりました。接見をして話を伺うと、罪証隠滅の対象となる物的証拠はなく、目撃者がおらず、被疑者と被害者には面識がない、被疑者は大企業に10年以上勤務しており、住居地で妻子と暮らしている、などおよそこちらにも勾留の理由がない事案でした。この上、被疑者は被疑事実を否認しており、10日間20日間も勾留がつけば職を失ってしまう可能性がありましたので、絶対に勾留請求を認めさせるわけにはいかない!と思われるケースでした。

検察官が勾留請求までしてきた唯一の理由として、同じ被疑事実で昨年にも逮捕されていることが考えられました。しかし、前回も否認のまま示談して起訴猶予処分を受けているので、「2回目だから」と言うだけで罪を犯したこと

を疑うに足る相当な理由があるとは言えないはずです。

そこで、私は兄弁と相談して、翌日の勾留質問の前に裁判官に意見書を提出し、被疑者の奥様と一緒に裁判官面接を受けることにしました。被疑者に呼ばれてすぐに警察署まで接見に行くことも、夜中までかかって意見書を起案することも、気力と体力だけは負けない新人の本領発揮です。翌朝、裁判所に意見書と提出し、奥様に来て頂いて裁判官面接をして頂き、なんとか無事に勾留請求却下の決定を頂くことが出来ました。この時は、ボスからもねぎらいの言葉を頂くことが出来、「新人の私でも役に立つことが出来た！」と思大変嬉しく思いました。

今回、2件の勾留請求却下を頂き実感したのは「実務では恐ろしく簡単に身柄が拘束されているんだな」ということです。1件目は裁判官が勾留質問の際、身元引受人を呼んで身元を引受けさせさえすれば、他には勾留理由が見あたらなかったケースです。2件目に至っては、全く身柄拘束の必要性など見あたらず、否認しており前回は同様の被疑事実で逮捕されているという理由だけで勾留請求されているとしか考えられないケースでした。

修習中、令状部の裁判官から周防正行監督の映画「それでも僕はやっていない」が出た以降、痴漢事件については勾留要件が厳しく吟味されるようになった、などという話を聞いたことがあります。痴漢事件で無罪判決をとったことがあるボス曰く、自分が新人だった頃は、痴漢で逮捕され否認していたら勾留20日間は免れられなかった時代だったとおっしゃっていました。しかしながら私が弁護士になったのはたったの4ヶ月前です。否認していると言うだけで20日間も勾留されていた時代の実務など知りません。私は率直に刑事訴訟法60条の要件が満たされているかだけを検討し、満たされていないと端的に判断し、鼻息をフーフー言わせながら裁判官に対して熱く勾留請求の不当性を語ることが出来ました。全ては無知のなせる技です。怖い者知らずです。でも、それが結果として「新人だからできること」につながったのではないかと自負しております。

私の修習した新64期2班では、刑事裁判の実務修習中、無罪起案が出題されるという前代未聞の出来事がありました。「刑事裁判起案では無罪判決など書いてはいけない、書いたらE評価だ」と言う諸先輩方の助言を肝に銘じていた私は、有罪の立証が薄いにも関わらず、無理矢理有罪起案をしてしまったのを覚えています。クラスメートも9割が有罪起案で、数名の勇氣ある猛者と「2回試験では怖くて書けないから今のうちに書いておこうと思った」というチャレンジが無罪にしていただけでした。これは人権活動をされている諸先輩方の努力の賜と思われませんが、ここ10年～20年で刑事被疑者被告人の人権に対する意識は、格段に向上したように思われます。最近では大阪地検特捜部の証拠改ざん事件を受け、自白偏重の捜査の問題点がクローズアップされるにつれ、無罪主張する被疑者被告人を勾留してなんとか自白させなければ、と言う考え方に世論が疑問を提示したこともありました。

私達新人弁護士は、被疑者被告人が平気で自白強要をされたり、勾留理由もないのに20日間も勾留されていた時代の実務を経験してはいません。だからこそ、私達は、純粋に「おかしい」とか「不合理だ」と思うことに対して、まっさらな気持ちでNOと言うことが出来るのだと思います。諸先輩方のように知識も経験もありますが、仕事にける熱意と体力だけはあります。私が今回の2件の勾留請求却下で得たのは、そう言った「新人でも出来る」「新人だから出来る」という小さな自信でした。

不当な勾留は人身の自由を侵害する人権問題です。そして、刑事弁護に限らず世の中には不合理な人権侵害が数多く行われています。そこで大事なものは、「気付き」と「行動」です。世の中に溢れている人権問題を、新人ならではの感覚で「おかしい」と言い、とにかく行動する。それが私を含めた新人弁護士ならではの役割だと自負しています。